鎌倉市民有緑地維持管理助成事業要綱

（目的）

第１条　この要綱は、森林の有する公益的機能の維持増進と、将来にわたり良好な緑地を保全するため、土地所有者等が行う民有緑地の維持管理に対し市が助成を行い、民有緑地の保有継続への意欲を高めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成９年７月条例第５号）の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

（１）　「民有緑地」とは、緑地のうち、国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者が所有するもの以外の緑地をいう。

（２）　「助成事業者」とは、第４条に規定する助成事業の対象となる維持管理作業を行う民有緑地の土地所有者等で、第８条の規定により助成金の交付の申請をし、第９条の規定により助成金の交付の決定を受けた者をいう。

（３）　「助成事業」とは、助成事業者が第８条の規定により助成金の交付の申請をした際の作業内容をいう。

（４）　「伐採」とは、樹木や竹(以下「木竹」という。）を枯死又は萌芽更新させることを目的として、地際付近で樹木の幹又は竹かんを切除することをいう。

（５）　「剪定」とは、樹木の健全な育成を促進するため、樹木の枝の一部又は全部を切除することをいう。

（６）　「撤去処分」とは、民有緑地の敷地内における倒れた木竹、枯損した木竹又は一時的に積置かれた木竹を当該民有緑地の敷地内から敷地外に搬出することをいう。

（助成対象緑地）

第３条　助成の対象となる緑地は、民有緑地のうち、次の各号のいずれにも該当する緑地とする。

（１）　森林法（昭和26年６月法律第249号）第２条に規定する森林であること。

（２）　将来にわたり緑地として保全される土地であること。

（３）　森林法等の関連法令等に抵触する土地でないこと。

（助成対象作業）

第４条　助成の対象となる作業は、伐採、剪定又は撤去処分のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　その作業内容が、鎌倉市緑の基本計画の施策方針、鎌倉市森林の整備方針及び鎌倉市森林整備計画並びに神奈川県地域森林計画に沿ったものであること。

（２）　その作業内容が、多大な労力や高度な技術を要する等、専門の業者による作業が必要と社会通念上認められるもの。

（３）　その作業内容が、森林法等の関連法令の基準を満たしていること。

（助成対象経費）

第５条　助成の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　伐採、剪定又は撤去処分に要した経費（但し、灌木は対象外とする。）

（２）　伐採、剪定又は撤去処分によって生じた廃棄物の搬出、運搬及び処分に要した経費

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、前条の規定による助成対象経費の1/2の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、第８条の規定による交付の申請１件につき1,000,000円を限度とする。

２　前項の規定による助成金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

（事前届出書）

第７条　助成金の交付を受けようとする民有緑地の土地所有者等は、市長が指定する受付期間内に民有緑地維持管理助成事業事前届出書（第１号様式。以下「事前届出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による提出を受けたときは、事前届出書の審査を行い、助成金の交付が適当であると認めた場合、当該事前届出書を提出した民有緑地の土地所有者等（以下「事前届出書提出者」という。）を民有緑地維持管理助成事業助成事業者候補者名簿（第２号様式。以下「候補者名簿」という。）に記載するものとする。

３　市長は、前項の規定による審査の結果を当該事前届出書提出者に通知するとともに、候補者名簿に記載された事前届出書提出者（以下「候補者」という。）に助成金の交付の申請の受付期間を通知するものとする。

（助成金の交付の申請）

第８条　候補者は、前条第３項の規定により通知された受付期間内かつ助成対象作業の施工前に民有緑地維持管理助成事業助成金交付申請書（第３号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　案内図又は付近見取図

（２）　平面図（作業箇所、区域、内容及び説明を行う隣接住民の位置を明示したもの）

（３）　土地所有者の承諾書（助成事業者と助成事業の対象となる維持管理作業を行う民有緑地の土地所有者とが異なる場合）

（４）　現地の写真（作業箇所及び周辺の様子が分かるもの）

（５）　作業見積書（写）

（６）　助成の対象とする土地の所有者が確認できる書類

（７）　その他市長が必要と認める図書

２　前項の規定による助成金の交付の申請は、同一の年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）において１候補者につき１件のみ行えるものとする。

３　第１項の規定による助成金の交付の申請は、同一の年度において同一の筆について行うことができない。

４　第１項の規定による助成金の交付の申請は、同一の年度において同一の土地所有者が所有する緑地について行うことができない。ただし、事前届出書の提出の際に同一の土地所有者が所有する複数の緑地を事業実施場所に指定した場合又は市長が助成金の交付を適当であると認めた場合はその限りでない。

５　前条第３項の規定により通知された受付期間内に正当な理由なく助成金の交付の申請を行わなかった候補者は、同一の年度において当該申請を行うことができない。

（助成金の交付の決定及び通知）

第９条　市長は、助成金の交付の申請があったときは、必要な審査を速やかに行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めたときは、民有緑地維持管理助成事業助成金交付決定通知書（第４号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当であると認めたときは、民有緑地維持管理助成事業助成金不交付決定通知書（第５号様式）により、その旨を当該助成金の交付の申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、第１条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付に際しての条件を付することができる。

（助成事業者の要配慮事項）

第10条　助成事業者は、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うものとし、特に次に掲げる事項について配慮しなければならない。

（１）　周辺への安全に配慮した作業方法を選択すること。

（２）　近隣住民への作業説明を行うこと。

（助成事業の完了及び報告）

第11条　助成事業者は、助成金の交付の決定を受けた年度の２月10日までに当該決定に係る助成事業を完了するとともに、民有緑地維持管理助成事業実績報告書（第６号様式。以下「事業実績報告書」という。）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　収支決算書

（２）　施工業者の領収書等支出を証する書類（写）

（３）　助成事業の完了を確認できる写真

（４）　廃棄物の処理伝票（写）

（５）　その他市長が必要と認める図書

（助成事業内容の変更、完了及び報告）

第12条　助成事業者は、交付申請書及び関係図書（以下「交付申請書等」という。）の内容から変更が生じた場合は、当該決定に係る助成事業の完了後、前条に規定する期限までに、事業実績報告書に代わり民有緑地維持管理助成事業変更承認申請書及び実績報告書（第７号様式）に、前条各号に規定する図書及び交付申請時に添付した図書のうち当該変更箇所に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

（助成事業の中止）

第13条　助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに民有緑地維持管理助成事業中止承認申請書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）　助成金の交付の決定を受けた民有緑地が助成対象緑地の要件を満たさなくなった場合

（２）　助成事業者等の変更又は死亡により助成事業の継続が困難になった場合

（３）　災害その他の事情により助成事業の継続が困難になった場合

２　市長は、前項の規定による提出があった場合において、当該助成事業の中止が適当と認めるときは、民有緑地維持管理助成事業助成金交付決定取消通知書（第９号様式）により助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（助成金の額の確定及び交付）

第14条　市長は、第11条の規定による提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、助成金額を確定し、当該助成事業者に補助金を交付するものとする。なお、助成事業者は、補助金の交付に当たって市長から指示があった場合はその指示に従うものとする。

２　市長は、第12条の規定による提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、交付申請書等の内容の変更を承認することが適当であり、当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、助成金額を確定し、民有緑地維持管理助成事業変更承認及び助成金額確定通知書（第10号様式）により通知して補助金を交付するものとし、不適当であると認めたときは、民有緑地維持管理助成事業変更不承認通知書（第11号様式）により、その旨を助成事業者に通知するものとする。なお、助成事業者は、助成金額の確定及び補助金の交付に当たって市長から指示があった場合はその指示に従うものとする。

３　前項の規定による提出があった場合において、交付申請書等の内容の変更により助成対象経費が増額した場合においても、助成金の額の増額は行わないものとする。

（取消）

第15条　市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定又は助成金の額の確定の一部又は全部を取り消し、助成金の額を減じることができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（２）　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　助成事業の対象となった民有緑地について、当該助成事業を行った年度内に当該助成事業者の責により、助成対象緑地の要件を満たさなくなったとき。

（４）　第11条及び第12条に規定する期日までに助成事業の完了及び報告がされないとき。

（５）　助成事業又は助成事業の対象となった民有緑地等について法令、条例又は規則に抵触することが判明したとき。

（６）　その他市長が特に認めたとき。

２　市長は、前項の規定による取消をした場合は、民有緑地維持管理助成事業助成金交付内容取消通知書（第12号様式）により、助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

３　第１項の規定による取消により助成事業者に損害が生じた場合でも、市はその賠償の責を負わないものとする。

（助成金の返還）

第16条　市長は、前条第１項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期日を定めて民有緑地維持管理助成事業助成金返還請求書（第13号様式。以下「助成金返還請求書」という。）により、その返還を求めるものとする。

２　助成事業者は、前項の規定による助成金の返還の要求があった場合は、定められた期日までにその返還をしなければならない。

（財産処分の制限）

第17条　助成事業者は、助成事業を行った民有緑地を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）　当該民有緑地における助成事業の完了日の翌日から起算して５年が経過した場合

（２）　民有緑地の処分等に係る承認を受けた場合

２　市長は、助成事業者が前項の規定に反した場合は、第15条の規定により助成金の交付の決定又は助成金の額の確定の一部または全部を取り消し、助成金の額を減じることができる。

（民有緑地の処分等に係る承認、報告）

第18条　助成金の交付を受けた民有緑地が別表に掲げる事由に該当することとなった場合、助成事業者は速やかに民有緑地維持管理助成事業助成対象財産処分承認申請書（第14号様式。以下「承認申請書」という。）により申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を速やかに行い、民有緑地維持管理助成事業助成事業財産処分承認（不承認）通知書（第15号様式）により通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による審査において、承認申請書のほかに必要な書類の提出を求めることができる。

４　助成事業者は、承認申請書により申請した財産処分を終了した場合、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第19条　市長は、民有緑地の処分等に係る承認をしたときは、助成金返還請求書により、別表の助成金返還額欄に定めるとおり助成金の返還を請求することができる。

（関係書類の保存期間）

第20条　助成事業者は、第11条及び第12条の規定による助成事業の報告日の翌日から起算して５年が経過する日までは当該報告に係る助成事業の関係書類を保存し、市長から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第21条　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に助成事業者が事前届出書において事業実施場所に指定した民有緑地の立入検査をさせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（普及啓発への協力）

第22条　助成事業者は、本事業の普及啓発のため、市長から写真提供等の要請があった場合は協力するよう努めるものとする。

（その他）

第23条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事由 | 承認条件 | 助成金の返還額 | 備考 |
| 補助金等の交付の目的に反する使用 | 天災又は火災等自己の責に帰さない事由により、助成金の交付を受けた民有緑地の保全が困難になった場合 | － | － |  |
| 上記以外により、助成金の交付を受けた民有緑地の保全が困難になった場合 | 助成金の返還 | 保全が困難になった緑地の面積を助成金の交付を受けた緑地の面積で除して得た数に交付を受けた助成金の額を乗じた金額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） |  |
| 譲渡・貸付・交換・担保 | 助成金の交付を受けた民有緑地を譲渡、貸付若しくは交換する場合又は担保に供する場合 | － | － | 助成金の交付を受けた民有緑地について、将来にわたり緑地として保全すること。関係書類の保存期間内は交付決定通知書に記載された条件を承継すること。 |
| その他 | 上記以外の場合 | 助成金の返還 | 市長が別に定める金額 |  |

第１号様式



第１号様式　別紙



第２号様式



第３号様式



第４号様式



第５号様式



第６号様式



第７号様式



第８号様式



第９号様式



第10号様式



第11号様式



第12号様式



第13号様式



第14号様式



第15号様式

